

# 中小企業等に対する支援制度

## 下川町産業振興基本条例

令和8年4月～

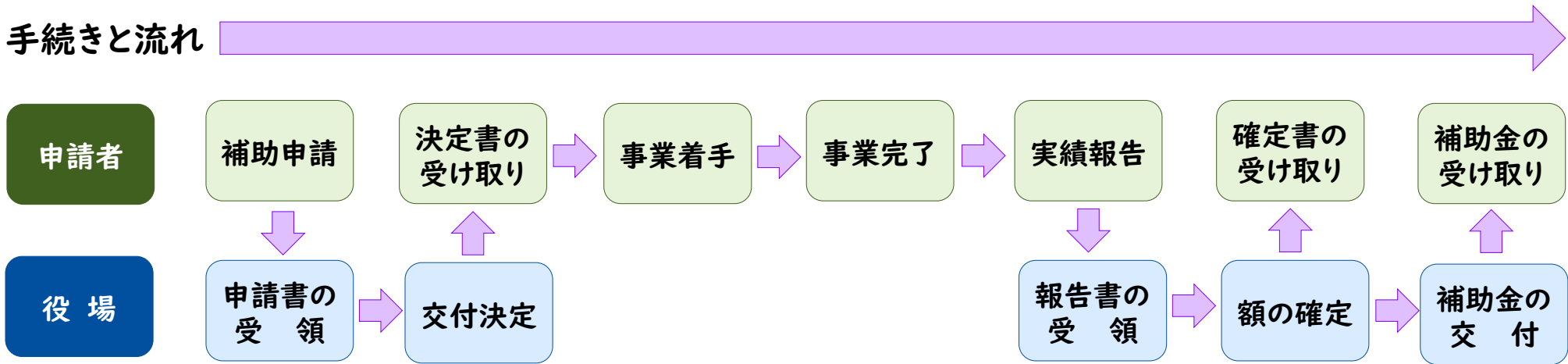
下川町

# 支援制度の概要

中小企業支援制度は、地域の産業と社会の発展に寄与することを目的に、中小企業等の経営基盤の強化や経営の革新、商店街の活性化、起業などの取り組みを支援する制度です。

制度の活用にあたっては、法律や条例、規則等のルールを守らなければ該当になりませんので、ご注意ください。制度の内容や手続き方法、不明な点など遠慮なくご相談ください。

## 手続きと流れ



※これは、一般的な手続きと補助金を受け取るまでの流れです。変更や中止をする場合は、ほかの手続きが必要になります。

※交付決定日前の事業の着手はできません。

※補助事業により取得、増加した財産については、補助事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ耐用年数を経過するまでは、補助金の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付・担保とすることはできません。

# 用語の意味

## 中小企業者

- ①製造業、建設業、運輸業の場合(②～④を除く)  
資本金3億円以下または従業員300人以下の会社、個人
- ②卸売業の場合  
資本金1億円以下または従業員100人以下の会社、個人
- ③サービス業の場合  
資本金5千万円以下または従業員100人以下の会社、個人
- ④小売業の場合  
資本金5千万円以下または従業員50人以下の会社、個人

## 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、  
企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

## 中小企業任意団体

複数の中小企業者で構成する任意団体

## 商店街・商店街連合会

商店街で構成する団体、商店街団体で構成する連合会

## 起業家

起業しようとする個人、団体、起業後の中小企業者

## 事業承継予定者

前経営者から事業を承継しようとする個人、会社

## 経済団体等

産業振興に関わる団体並びに組織

## 新商品・新サービス

中小企業者等が市場に提供していない商品またはサービス

## 新分野進出

日本標準産業分類の大分類を超える業種への進出(農業、林業、建設業、卸売小売業等)

## 空き店舗

小売業、サービス業で使われていた施設

## 施設整備

小売業、サービス業で使われている施設、または商品やサービスを提供する施設の改修

## 事業承継

経営者から後継者への事業の引き継ぎ(役員交代を除く)

## 起業

審査を経て、下川町で新たに起こされる事業



# 経営基盤強化及び経営革新事業

事業内容	補助率	限度額	具体例
事業者及び経済団体等が行う調査研究、新商品開発、販路拡大等	2分の1以内	50万円	<ul style="list-style-type: none"><li>●新商品開発の例 これまで販売していなかった新商品の開発・既存商品とは異なるコンセプトの商品づくり・地域資源を活用した新たな加工品の開発など</li><li>●販路拡大等の例 新たな販売先の開拓（ECサイト出店など） これまで取引のなかった地域・市場への販売開始・新規顧客層に向けた販売方法の導入 など</li></ul>
事業者及び経済団体等が行う施設整備、機械設備等導入	3分の1以内 (国・北海道の補助がない場合)	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"><li>●基本事項対象 取組売上の増加や生産性向上、新たな価値づくりなど、経営の強化や安定につながる取組が対象 主な要件<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗併用住宅は、店舗部分のみ対象（区分できる場合）</li><li>・設備導入は中古も対象（※単なる更新は対象外）</li></ul></li><li>●デジタル技術の導入業務の効率化や生産性向上などを目的とした、デジタル機器・システムの導入が対象 ※パソコン等の汎用機器は原則対象外（業務システムと一体で必要な場合は対象）</li><li>●省エネルギー機器の導入エネルギー使用量の削減につながる高効率設備・省エネ機器の導入が対象</li><li>●再生可能エネルギー機器の導入 太陽光発電などを活用し、 事業に必要なエネルギーを自家利用する設備が対象</li></ul>
	2分の1以内 (デジタル技術の導入、省エネルギー機器又は再生可能エネルギー機器の導入)	1,000万円	

## 💡 人材育成事業

事業内容	補助率	限度額	具体例
事業者及び経済団体等が行う資格取得・研修並びに事業者が行う人材募集	2分の1以内 (ただし人材募集については 3分の2以内)	50万円 (80万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格取得・研修 業務に必要な資格取得・研修が対象</li> <li>※ 注意事項 車両・機械の運転資格は、業務に必要な場合のみ対象 普通自動車免許は対象外</li> <li>●人材募集 人材確保のための募集経費が対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人広告の掲載</li> <li>・人材紹介サービスの利用</li> <li>・就職説明会の開催・参加 など</li> </ul> </li> </ul>

## ✨ 商店街活性化事業

事業内容	補助率	限度額	具体例
事業者及び経済団体等が行う活性化のためのイベント開催	3分の1以内	10万円	●町内で行うイベントが対象(商店会や周年事業など)
事業者及び経済団体等が行う施設整備及び機械設備等の導入	3分の1以内	400万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き店舗や空き事務所等を活用した施設整備、導入が対象</li> <li>※ 注意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体は、建設に必要な場合のみ対象</li> <li>・店舗併用住宅は、店舗部分のみ対象(区分できる場合)</li> </ul> </li> </ul>
事業者が行う店舗及び付帯する車庫等の解体	2分の1以内	50万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●店舗・付帯施設(車庫等)の解体を支援</li> <li>※ 注意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗併用住宅は店舗部分のみ対象(区分できる場合)</li> <li>・車庫等のみの解体は対象外</li> </ul> </li> </ul>



# 事業承継事業

事業内容	補助率	限度額	具体例
事業承継予定者が行う 資格取得・研修	2分の1以内	50万円	●業務に直接必要な資格取得・研修が対象 ※ 注意事項 ・車両・機械の運転資格は、業務に必要な場合のみ対象 ・普通自動車免許は対象外
事業承継予定者が行う 施設整備及び取得並び に機械設備等の導入及 び取得	2分の1以内	380万円	●施設整備・設備導入が対象 ※ 注意事項 ・店舗併用住宅は、店舗部分のみ対象（区分できる場合） ・設備は中古品・更新も対象
事業承継予定者に行う 技術指導	日額 3,000円以内	最大1年間	●事業者（譲渡側）を支援 ※ 注意事項 ・承継予定者が既に事業を行っている場合は対象外
貸付金（経営を5年間 継続した場合は償還債 務を免除）	月額200,000円	原則1年間	—
会社の評価を定量的に 表す評価	2分の1以内	100万円	●事業者（譲渡側）を支援



## 起業化促進事業

事業内容	補助率	限度額	具体例
新たに起業する事業者が行う資格取得・研修	2分の1以内	50万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務に直接必要な資格取得・研修が対象</li> <li>※ 注意事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両・機械の運転資格は、業務に必要な場合のみ対象</li> <li>・普通自動車免許は対象外</li> </ul> </li> </ul>
新たに起業する事業者が行う施設整備及び機械設備等の導入	2分の1以内	380万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設整備・設備導入が対象</li> <li>※ 注意事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗併用住宅は、店舗部分のみ対象（区分できる場合）</li> <li>・設備は中古品・更新も対象</li> </ul> </li> </ul>



## 産業間連携事業

事業内容	補助率	限度額	具体例
各産業が連携して事業者が行う調査研究、新商品開発、販路拡大等	2分の1以内	100万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複数の事業者による連携した取組を支援</li> <li>・調査研究・新商品開発・販路拡大など</li> <li>・6次産業化のための調査研究</li> </ul>

## お問い合わせ先

下川町産業振興課 商工観光係

〒098-1206

北海道上川郡下川町幸町63番地

TEL:01655-4-2511 FAX:01655-4-2517

MAIL:syoukou@town.shimokawa.hokkaido.jp

URL:<https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/>